

JAF 公認競技 共通特別規則書

2026JAF 東北ダートトライアル選手権 2026 JMRC 東北ダートトライアルシリーズ 公 示

本競技会は、一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という）の公認のもとに国際自動車連盟（FIA）の国際モータースポーツ競技規則とその細則、それに準拠した JAF の国内競技規則とその付則、2026 年全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定、スピード競技開催規定及び本競技会特別規則に従い準国内競技として開催される。

◆◇ 2025 年開催日程 ◇◆

第 1 戦	4 月 19 日（日）	SiF	TEL 024-591-3817
		エビスサーキット	FAX 024-591-3829
第 2 戦	5 月 17 日（日）	Team-F	TEL 022-797-1188
		エビスサーキット	FAX 022-797-1188
第 3 戦	6 月 7 日（日）	MSC はちのへ	TEL 0178-28-0075
		サーキットパーク切谷内	FAX 0178-28-0091
第 4 戦	7 月 5 日（日）	CMSC 岩手	TEL 090-5831-4272
		サーキットパーク切谷内	
第 5 戦	8 月 9 日（日）	MSC はちのへ	TEL 0178-28-0075
		サーキットパーク切谷内	FAX 0178-28-0091
第 6 戦	9 月 6 日（日）	Team-F	TEL 022-797-1188
		エビスサーキット	FAX 022-797-1188
第 7 戦	10 月 4 日（日）	SiF	TEL 022-591-3817
		エビスサーキット	FAX 022-591-3829

第 1 章 大会の告知（オーガナイザが別紙にて記載）

- 第 1 条 大会の名称
- 第 2 条 競技種目
- 第 3 条 競技の格式
- 第 4 条 開催日程
- 第 5 条 競技会開催場所
- 第 6 条 オーガナイザー
- 第 7 条 大会役員
- 第 8 条 組織委員会
- 第 9 条 競技会主要役員
- 第 10 条 1)大会事務局 2)参加受付期間 3)参加費用
- 第 11 条 競技会のタイムスケジュール
- 第 12 条 その他の事項

第 2 章 競技参加に関する基準規則

第 13 条 参加車両

2026 年 JAF 国内競技車両規則 第 3 編スピード車両規定 第 1 章一般規定第 1 条競技車両に基づく下記の車両とする。

P、PN、N、SA、SAX、SC、B、D、AE 車両

第 14 条 競技クラス区分

FR クラス	全ての後輪駆動（FR）の車両
2WD-1 クラス	排気量 1500cc 以下の全ての 2 輪駆動車両、もしくは排気量 1600cc 以下の 2 輪駆動の PN 車両
2WD-2 クラス	排気量 1500cc を超える 2 輪駆動車両
4WD-1 クラス	排気量 2800cc 以下の 4 輪駆動車両
4WD-2 クラス	排気量 2800cc を超える 4 輪駆動車両

※排気量は過給機付の場合 1.7 を乗じた値とする。

第 15 条 参加者および競技運転者（ドライバー）

- 参加者は、有効な JAF 発給の競技参加者許可証の所有者でなければならない。但し、競技運転者は参加者を兼ねることができる。
- 競技運転者は有効な、普通自動車運転免許証と有効な JAF 発給の競技運転者許可証の所有者でなければならない。

第 16 条 参加申込方法および参加受理

- 所定の参加申込書類（フォーム等を含む）に参加料を添えて、大会事務局まで送付すること。参加料は現金書留の他、振込み等も認められる。
- 参加車両名には必ず車両名を入れること。

（通称名:ヤリス、ランサー等）

- オーガナイザーは理由を示すことなく参加を拒否することができるが、速やかにその理由を付して JAF に報告しなければならない。この場合参加料は、返送料及び事務手数料千円を差引いて申込者に返金する。尚、正式受理後の参加料は、オーガナイザーの都合で競技会を中止した場合を除き返金されない。
- 参加申込書発送の証明は受理の証明としては認められない。
- 参加者は、参加申請が受理された後、不可抗力により参加できない時は、参加確認受付終了までにオーガナイザーにその旨を連絡しなければならない。
- 参加申込締切日を超過した場合、受理されない場合もある。

第 17 条 参加者に対する指示及び公示

- 競技会審査委員会国内競技規則 4-9 及び 10-10 に従って公式通知を以って参加者に指示を与えることができる。
- 当該競技会に関する公示、JAF が行う指示事項及び暫定結果を含む競技結果成績は公式通知掲示板に公示される。
- 競技会審査委員会及び組織委員会の決定事項または公示、あるいは参加者に関する指示事項も書類を以って参加者に伝達される。

第 3 章 競技に関する基準規則

第 18 条 車両検査

- 競技会技術委員長は、公式車両検査を実施する。また、公式車両検査に車両を提示することは、当該車両が全ての規則に適合し参加申告したものとみなされる。
- 参加者は走行可能な状態で特別規則書または公式通知に示されるタイムスケジュールに従い指定の場所で公式車両検査を受けなければならない。公式車両検査で不合格の場合、公式車両検査を受けない場合、または競技会技術委員長の修正指示に従わない場合は、当該競技に参加できない。
- 全ての参加者は公式車両検査と同時にスピード競技開催規定に従った服装、装備品について検査を受けること。
- 競技番号（ゼッケン）は公式車両検査前まで車両の左右に貼付すること。競技期間中に競技役員から競技番号についての修正指示が出た場合はこれに従うこと。
- 競技会技術委員長は、車両の改造等が不適当と判断した箇所について修正を求めることができる。
- 競技会技術委員長は競技期間中いつでも参加車両およびドライバーの参加資格について検査することができる。
- 競技会審査委員会承認のもと、競技会技術委員長は、競技終了後上位入賞車両に対し最終車両検査を実施する。当該検査の対象となった参加者はその指示に従うこと。
- 競技会技術委員長が行う検査および再車両検査の分解および組み付けに必要な工具、部品、必要経費はすべて参加者の負担とする。万一、当該検査を受けない場合または検査の結果不合格の場合は審査委員会の裁定により失格となる場合がある。
- 参加者は技術委員の求めがあれば各自の参加車両が車両規定に適合している旨を証明するため車両カタログ等を提示し証明しなければならない。
- 競技車両は、公式車両検査終了後から正式結果発表までの間は指定駐車待機場所で保管されているものとし（コース走行中または走行のための移動を除く）車両保管解除もしくは正式結果の発表があるまではオーガナイザーの管理下におかれる。
- 参加者は、当該年の日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第 5 章 32 条 2 に基づき、公式車両検査合格後に競技会技術委員長の許可を得て車両の調整、変更、交換作業を行った場合は作業が終了した後に競技会技術委員長に申告して車両の規則適合性について再確認を受けること。
- 参加者は、競技走行中に転倒等により車両の安全性が損なわれたと判断し場合は競技会技術委員長に申告してその安全性について確認を受けること。

第 19 条 コースの慣熟

オーガナイザーは、発表したコースについて参加者のためにコースの慣熟を行う。方法については特別規則書に記載する。

第 20 条 スタート

スタート前、コース査察車（マーシャルカー）は赤旗または赤色ライトを表示しながら最終点検走行をしなければならない。

- スタートは原則として、ゼッケン順に行うものとする。
- スタートは、ランニングスタートとする。
- 保安上もしくは不可抗力により、当初定められたクラスごとのスタート順を変更する場合は、競技会審査委員会承認のもと、その内容を公式通知で示す。

第 21 条 リタイア

競技会の途中で競技を棄権する場合、また以降競技に出場しない場合、明確に意思表示を行いその旨を書面にて競技役員に申し出て棄権しなければならない。

第 22 条 一般安全規定

- 1) スピード N 車両、スピード SA・SAX 車両、スピード SC 車両およびスピード D 車両は、当該車両に適用される国内車両規則に基づくロールバーを装着しなければならない。スピード P 車両、スピード PN 車両、スピード AE 車両は、当該車両に適用される国内車両規則に基づくロールバーの装着が推奨される。
- 2) オープンカーは乗員保護の為 6 点式以上のロールバーを装着しなければならない。
- 3) 全ての車両は、適用車両規則に応じた 4 点式以上の安全ベルトを装着すること。
- 4) 競技走行中は運転者側の窓およびサンルーフを全閉すること。
- 5) 競技コース以外の会場内の移動は、最徐行とし、ウォームアップランやブレーキテストを禁止する。
- 6) ゴール（フィニッシュライン）後の直線区間（減速レーン）では一旦停止せずに最徐行にて移動し、当該区間（減速レーン）通過後のパドックへの導入路にて一旦停止後、パドックに移動すること。
- 7) エンジン始動中にジャッキアップをする場合はリジットジャッキ（通称：ウマ）を用いドライバーまたはメカニックが乗車すること。それ以外はエンジン始動中のジャッキアップは禁止する。
- 8) パドック内に燃料を保管する場合は、消防法に適合した金属製の携行缶に保管することとし、総量 20 リッター以上の燃料を持ち込んではならない。
- 9) パドック内で給油する場合は、粉末消火器（国家検定合格済の薬剤質量 3kg 以上）を準備し、給油すること。

第 23 条 競技運転者の装備

- 1) 競技中はレーシングスーツ、レーシングシューズ、レーシンググローブの着用を強く推奨する。着衣は、手首、足首等の皮膚が露出しないこと。またその着衣は難燃材であることが望ましい。
- 2) 競技ヘルメットは JAF「スピード競技用ヘルメットに関する指導要綱」に適合するものの着用を義務付ける。この適合性は、ラベルで表示されるかまたは証明できなければならない。

第 24 条 競技の中断

- 1) 事故、故障車等によってコースが閉鎖された場合、または天候その他の理由で競技を続けることが不可能となるような事態で競技を中断する必要が生じた場合、競技長は赤旗表示を決定し、同時にオブザベーションポストにおいて赤旗が表示される。
- 2) 競技中断の合図と同時に走行中の車両はただちに競技走行を中止し、オフィシャルの指示に従わなければならない。

第 25 条 計時

- 1) 計測は、競技車両が最初のコントロールラインを横切った時より開始し、最終のコントロールラインを横切った時に終了する。
- 2) 計測は、自動計測器にて計測し、その計測結果を成績とする。
- 3) 自動計測器は、独立した自動計測器によるバックアップ体制をとり、センサー等はコントロールライン上に設置し、位置や高さを統一するとともに外的要因による影響を受けることがないように保護すること。
- 4) 万一自動計測器による計測不能等が発生した場合に限り、2 個以上のストップウォッチに計測し、その平均タイムを成績とする。

第 26 条 競技上のペナルティ

- 1) スタート指示に従わない場合は当該ヒートの出走の権利を失うものとする。
- 2) スタート合図後速やかにスタートしない場合は、当該ヒートの走行タイムに 5 秒を加算する。
- 3) 反則スタートは、当該ヒートの走行タイムに 5 秒を加算する。
- 4) コース上のマーカー（パイロン）の移動、または転倒と判定された場合は、当該ヒートの走行タイムに 1 個につき 5 秒を加算する。
- 5) コースから脱輪した場合、1 輪につき 1 回 5 秒を走行タイムに加算する。
- 6) 4 輪がコースから脱輪した場合（コースアウト）は当該ヒートを無効とする。
- 7) ミスコースと判定された場合は、当該ヒートを無効とする。
- 8) 走行中に他の援助（オフィシャルを含む）を得た場合、当該ヒートを無効とする。
- 9) コントロールラインに設置してある計測機器に車両が接触した場合、接触した車両の当該ヒートを無効とする。

第 4 章 抗議

第 27 条 抗議

参加者は、自分が不当に処遇されていると判断した場合、国内競技規則第 12 条に従い、抗議する権利を有する。

- 1) 抗議を行う時は、必ず文書により理由を明記し、国内競技規則に規定する抗議料を添えて競技長に提出すること。
- 2) 抗議が正当と裁定された場合抗議料は返却される。
- 3) 抗議により車両の分解検査に要した費用は、その抗議が正当と裁定されなかった場合は抗議提出者、正当と裁定された場合は抗議対象者が負担する。その際に要した分解整備等の費用は競技会技術委員長が算定する。
- 4) 審判員の判定、および計時装置に関する抗議はできない。
- 5) 競技会審査委員会の裁定は、抗議者に宣告される。

第 28 条 抗議の制限時間

- 1) 競技会技術委員長の決定に関する抗議は、決定直後に提出しなければならない。
- 2) 成績に関する抗議は、そのクラスの暫定結果発表後 30 分以内に提出しなければならない。

第 5 章 競技会の成立、延期、中止または延期

第 29 条 競技会の成立、延期、中止、または短縮

当該年の日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第 31 条に従う。

第 6 章 儀典および賞典

第 30 条 儀典

- 1) オーガナイザーは、優秀な成績を収めた者の栄誉を称え、東北選手権として相応しい設営と運営を行うこと。
- 2) 参加者および競技運転者は、オーガナイザーの指示に従い遅滞なく行動しなければならない。

第 31 条 賞典

- 1) JAF 賞：全部門・全クラスの 1 位～3 位に対し JAF 賞が授与される。ただし、当該年の日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第 15 条 2. に従い当該クラスが成立していること。
- 2) オーガナイザー賞：オーガナイザーは当該競技会の特別規則、もしくは公式通知にて内容を記載すること。
- 3) 表彰対象者が表彰式に欠席した場合には、表彰を放棄したのとしてオーガナイザーの用意した副賞は授与されない。

第 7 章 参加者および競技運転者の遵守事項

第 32 条 遵守事項

- 1) 競技に参加する個人、団体はそれがいかなる理由によって起こったものであるにせよ、本統一規則の下で開催される競技会、競技中に生じた事態について本連盟ならびにその所属員および競技役員対していかなる責任も追及しないこと。
- 2) 参加者は、当該選手権に係る全ての者に全ての法規および規則を遵守させる責任を有する。
- 3) 参加者およびドライバー等のチーム関係者は、オーガナイザーまたは競技会審査委員会によって事情聴取を受けた場合は、指示があるまで会場を離れないこと。
- 4) 参加者およびドライバーは、競技期間中競技会場において薬物等によって精神状態を繕ったり、飲酒してはならない。
- 5) 競技参加者は、本競技会に有効な保険もしくは JMRC 共済に加入していること。

第 8 章 本規則の解釈および施行

第 33 条 本統一規則の解釈

競技会中に本統一規則および競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は競技会審査委員会が決定する。

第 34 条 罰則

- 1) 規則違反、または競技役員への指示に対する不遵守は、国内競技規則に記載さ

れている条項に従って罰則が適用される。

- 2) 本統一規則に関する罰則および本規則に定められていない罰則の選択については、競技会審査委員会が決定する。

第 35 条 本統一規則の施行ならびに記載されていない事項

- 1) 本統一規則は、本競技会に適用されるもので参加受付と同時に有効となる。
- 2) 本統一規則に記載されていない事項については、JAF 国内競技規則とその細則および FIA 国際モータースポーツ競技規則とその付則に準拠する。
- 3) 本統一規則発行後、JAF において決定された事項は、すべての規則に優先する。

以 上

2026JMRC 東北ダートトライアルシリーズ補足書

第 1 条 シリーズの各部門各クラスの高得点者上位 1～6 位までを認定し、表彰をする。

第 2 条 得点合計の対象はシリーズとして成立した当該クラスの競技会の 70% (小数点以下四捨五入) とし、高得点順に合計する。但し、開催された競技会の合計数が 5 競技会に満たない場合は、開催された全ての競技会が得点の対象となる。3 戦以上の開催でクラス成立とする。

第 3 条 複数の競技者が同一得点を得た場合は、下記に従い順位を認定する。

- 1) 有効得点 (第 2 条参照) の範囲内で高得点を得た回数の多い順を認定する。
- 2) 上記 1) の回数も同一の場合、当該競技者が獲得した全ての得点のうち高得点を得た回数の多い順を認定する。
- 3) 上記 2) の方法によっても結果が出ない場合には、同順位として認定する。

但し、下記の者の順位は繰り上げない。

例) 2 位が複数の場合: 1 位、2 位、2 位、4 位

第 4 条 各クラスごとに競技結果成績に基づき下記の得点を与える

各クラスの成立は 3 台以上の出走を以って成立とする。

順位	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	7 位	8 位	9 位	10 位
得点	20 点	15 点	12 点	10 点	8 点	6 点	4 点	3 点	2 点	1 点

第 5 条 参加資格

- 1) 参加者は JMRC 東北加入クラブの会員、JMRC 東北に個人またはチームで加入していなければならない。
- 2) JMRC 東北に未加入の参加者は参加が許され賞典も与えるが、ポイントは与えられない。その場合、下位のポイントは繰り上がらない。
- 3) 大会当日受付時に JMRC 東北会員証の提示を求められることがある。

第 6 条 事務局

所在地 〒989-3126 仙台市青葉区落合 4-6-26-216

JMRC 東北ダートトライアル部会事務局

担当 柳本 弘信

連絡先 TEL 080-1823-1848

E-Mail info@jmrctouhoku.com

URL <https://jmrct-d.com/>

以 上